一　公開日
（一）木曽三川公園センター　一月一日から十二月三十一日まで（毎月第二月曜日（月曜日が休日に当たるときは直後の平日）を除く。ただし、四月、八月及び十二月の第二月曜日は公開日とする。）
（二）アクアワールド水郷パークセンター　一月二日から十二月三十日まで（毎月第二月曜日（月曜日が休日に当たるときは直後の平日）を除く。）
（三）カルチャービレッジ　一月二日から十二月三十日まで（毎月第二月曜日（月曜日が休日に当たるときは直後の平日）を除く。）
二　公開時間
（一）木曽三川公園センター
（イ）三月一日から六月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで
（ロ）七月一日から八月三十一日までの公開日　午前九時三十分から午後六時まで
（ハ）九月一日から十一月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで
（ニ）十二月一日から二月末日までの公開日　午前九時三十分から午後四時三十分まで
（二）アクアワールド水郷パークセンター
（イ）三月一日から六月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで
（ロ）七月一日から八月三十一日までの公開日　午前九時三十分から午後六時まで
（ハ）九月一日から十一月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで
（ニ）十二月一日から二月末日までの公開日　午前九時三十分から午後四時三十分まで
（三）カルチャービレッジ
（イ）三月一日から六月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで。ただし、多目的運動場の利用と密接な関連がある区域に限り午前九時三十分から午後九時まで
（ロ）七月一日から八月三十一日までの公開日　午前九時三十分から午後六時まで。ただし、多目的運動場の利用と密接な関連がある区域に限り午前九時三十分から午後九時まで
（ハ）九月一日から十一月三十日までの公開日　午前九時三十分から午後五時まで。ただし、多目的運動場の利用と密接な関連がある区域に限り午前九時三十分から午後九時まで
（ニ）十二月一日から二月末日までの公開日　午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、多目的運動場の利用と密接な関連がある区域に限り午前九時三十分から午後九時まで
三　公開日時の変更
公益上やむを得ない理由があるときは、公開日時を変更することがある。この場合においては、入口に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

○九州地方整備局告示第八十六号

筑後川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、国土交通省九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月一日
九州地方整備局長　吉崎　収
現告示図面（昭和五十一年三月十六日建設省告示第三百九十六号、平成十六年四月十三日九州地方整備局告示第八十三号、平成十七年三月一日九州地方整備局告示第二十七号及び平成十八年五月三十一日九州地方整備局告示第百六号）に第九十二号図を加え、茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域
（図面省略）

○北海道開発局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年四月一日
北海道開発局長　関　博之
一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　岩見沢都市計画道路事業三・四・一〇号駅前通及び三・四・七号一条通
三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十二年北海道開発局告示第三号の事業地のうち岩見沢市一条西六丁目及び二条西六丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。
平成二十五年四月一日
内閣総理大臣　安倍　晋三
第百十二号を第百十三号とし、第百八号から第百十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百七号の次に次の一号を加える。
百八　株式会社ＣＢＣラジオ

人事院公示第７号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成25年４月１日
人事院総裁　原　恒雄
１　前書き中「、人事院規則９－17－119（人事院規則９－17（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）」及び「、人事院規則９－55－103（人事院規則９－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）」を削る。
２　第２項第６号の２を削る。
３　第２項第８号(13)中「第13条第１項第１号」を「第13条第１項」に改め、同号中(24の次に(24の２)及び(24の３)として次のように加える。
(24の２)　第20条第１項第４号(1)の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(24の３)　第20条第１項第４号(2)の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
４　第２項第13号中(7)の次に(8)から(16)までとして次のように加える。
(8)　第10条の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
(9)　第11条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び期間について定めること。
(10)　第12条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
(11)　第12条第２項又は第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(12)　第13条第１項又は第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(13)　第14条第１項又は第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(14)　第15条の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(15)　第16条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(16)　第18条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定めること。
５　第２項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第15号の２から第21号までを１号ずつ繰り上げ、同項第22号(2)中「第６号イ、ハ若しくはニ」を「第６号ロ」に、「第14号イ、ロ若しくはハ」を「第14号イからホまで」に改め、同項中同号を第21号とし、第23号を第22号とする。
２　この決定による改正は、平成25年４月１日から効力を発生する。